

## 製品利用約款

### 第1条（本約款）

1. 本製品利用約款（以下「本約款」という）は株式会社クワッドマイナージャパン（以下「弊社」という）の製品及び製品に属するソフトウェア（以下「本製品」という）を購入したもの（以下「利用者」という）に対し、本製品の利用に関するすべての事項に適用されるものとします。
2. 利用者は、本約款の内容を誠実に遵守するものとします。

### 第2条（利用契約）

1. 利用契約は、利用者が本約款の内容を承諾の上、弊社所定の方法に従い、弊社に本製品の利用申込を行い、弊社がこれを承諾した場合、または、弊社が利用申込を受領後、当社の10営業日以内に利用者に対し何らの意思表示もしない場合、のいずれか早いときに、利用者と弊社の間において成立するものとします。なお、利用者は本製品の利用申込を行った場合、本約款の内容を異議なく承諾したものとみなされるものとし、また利用申込の撤回はできないものとします。
2. 当社は、次の各号の何れかに該当する場合、本製品の利用申込を承諾しないことがあります。また、当社は、利用契約成立後に次の各号の何れかに該当することが判明した場合、当該利用契約をいつでも解除できるものとします。
  - ① 申込書に虚偽・誤記、または記入漏れがあると判断される場合
  - ② 迷惑行為や犯罪行為等を意図した申込と認められる場合
  - ③ 製品料金等の未払い、またはその恐れがあると判断される場合
  - ④ 過去に弊社が提供する他のサービスの利用契約を解除されたことがある場合
  - ⑤ 他の利用者に対し迷惑その他悪影響を及ぼすと当社が判断する場合
  - ⑥ 本製品の提供において技術上または業務上の支障があると弊社が判断する場合
  - ⑦ 利用者が本製品の利用権を有しない、または利用者の当該権利が終了した場合
  - ⑧ 利用契約の締結が適当ではないと弊社が判断する場合
3. 利用者は、本製品及び本製品を、利用期間の開始日より利用できるものとします。なお、弊社が利用期間の開始日を決定するにあたり、弊社は、弊社の判断により、事前に利用者との協議を行い必要な調整を行う場合があります。
4. 第3項により、本製品及び本製品の利用期間の開始日が、利用者の利用開始希望日を越えたことにより、何らかの損害を被った場合といえども、当社は何らの責任も負いません。
5. 利用者は、契約条件に従い、利用期間の本製品の料金を支払うものとします。弊社は、利用者から支払われた本製品の料金については、いかなる場合でも利用者へ返還することを要しないものとします。
6. 弊社は、本製品及び本製品の利用期間を途中で終了した場合であっても本製品の料金の日割計算、月割計算を行わないものとします。
7. 本製品の料金の未払に対しては、年利14.6%の遅延損害金が発生します。

## 第2条（利用者設備の設定・維持等）

1. 利用者は、本製品を利用するにあたり自己の費用と責任において、当社が定める条件にて利用者設備に必要な設定を行うものとし、利用者設備の当該設定その他本製品利用のための環境を維持するものとし、ます。
2. 利用者は、利用者設備その他本サービス利用のための設備ないし環境に不具合がある場合、当該不具合について、その全てを自らの責任において復旧するものとし、ます。
3. 弊社は、当社が本サービスに関して保守、運用上または技術上必要であると判断した場合、利用者が本サービスにおいて提供、伝送するデータについて、監視、分析、調査その他必要な行為を行うことができるものとし、ます。

## 第3条（保証及び責任の制限）

1. 弊社は、本約款の定めに従って、本製品を利用者に提供することを保証し、ます。
2. 弊社は、本製品について、本製品がエラーや中断が無く稼働すること、エラーが補正されること、及びその他問題が解決されることを保証するものではありません。
3. 弊社は、本サービスの内容、対象機器（代替機含む）及び対象ソフトウェアについて、その完全性、正確性、確実性、有用性及び特定目的への適合性等につき、いかなる保証も行わないものとし、ます。
4. 本製品において弊社が利用者に報告した内容は、本製品に内在するリスクの全てを網羅していることを保証するものではありません。
5. 弊社は、本製品の利用により利用者が何らかの損害を被った場合といえども、本約款に明示する以外に、何らの保証または責任も負わないものとし、ます。

## 第4条（損害賠償）

弊社は、利用者による本製品の利用及び利用契約の履行に関し弊社の故意又は重大な過失により利用者が何らかの損害を被った場合に限り、利用者に対し当該事由により利用者が被った通常かつ直接の損害に限り賠償するものとし、ます（逸失利益を含む特別損害は賠償の対象外とし、ます）。なお、賠償する金額は、利用者が支払済みの本製品本体の料金の額を上限とし、ます。

## 第5条（利用者責任）

利用者は、本製品を利用することにより、第三者との間で原因を問わず何らかの紛争等を生じさせた場合、当該紛争等を自らの責任において解決すると共に、当社に何らの損害も被らせないものとし、ます。但し、利用者は、本製品を利用し第三者に損害を与え、その結果として、当社が何らかの損害を被った場合、弊社にその損害を賠償するものとし、ます。

#### **第6条（権利義務の譲渡等）**

弊社及び利用者は、利用契約上の地位またはこれに基づく権利もしくは義務の全部もしくは一部を、事前に弊社の書面による承諾がない限り、第三者へ譲渡もしくは貸与等してはならないものとします。

#### **第7条（業務委託）**

弊社は、本製品の提供に必要な場合、事前に利用者の承諾を得て、本製品の提供にかかる業務の一部を弊社の指定にかかる第三者（以下「委託先」といいます）に委託できるものとします。

#### **第8条（関係法令等の遵守）**

弊社及び利用者は、関係法令及び関係当局の指導並びに公正な商習慣を遵守すると共に、利用者は本製品を円滑に運営するための弊社からの要請に誠実に従うと共に、弊社が必要とする協力を行うものとします。

#### **第9条（秘密情報の取り扱い）**

1. 利用者及び弊社は、本製品に関連して相手方から秘密情報の開示を受けた場合、相手方の事前の書面による承諾を得ずに、当該秘密情報を第三者に開示または漏洩しないものとします。また、本製品における義務の履行または権利の行使に必要な場合以外の目的には利用しないものとします。但し、次の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報の対象外とします。
  - ① 受領の時点において、既に保有している情報
  - ② 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
  - ③ 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
  - ④ 本約款に違反することなく、かつ受領の前後を問わず公知となった情報
2. 前項の定めにかかわらず、利用者及び弊社は、秘密情報のうち法令の定めに基づきまたは権限ある官公署からの要求による開示義務に基づき開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先または当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、利用者及び当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。
3. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本製品の利用または提供する目的の範囲内でのみ使用し、本製品の利用または提供するために必要な範囲内で秘密情報を複製、翻案または改変することができるものとします。この場合、利用者及び当社は、当該複製、翻案または改変された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。
5. 前各項の規定にかかわらず、弊社が必要と認めた場合には、弊社は、第7条にて承認された委託先に対して本製品を提供する目的のために必要最低限の範囲で委託のために必要な範囲で秘密情報を開示することができます。但し、この場合、当社は委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等の秘密保持義務を負わせるものとします。

## 第 10 条（個人情報の取り扱い）

弊社は、本製品の提供により取得する利用者の個人情報（生存する個人に関する情報であつて当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができそれにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいいます）を、個人情報保護法に基づく適切な安全管理のもとに取り扱い、第三者に対して一切開示または漏洩しないものとします。

## 第 11 条（知的財産権の取扱い）

1. 弊社（委託先を含む）が本製品提供する過程で創作された著作物（本サービスの提供の過程で中間的に作成された一切のデータ及びプログラムを含む）にかかる著作権（著作権法 27 条及び 28 条に規定する権利を含み、以下同じ）その他一切の知的財産権（ノウハウに対する権利を含む）、及び本製品提供の結果生じた著作権及びその他の知的財産権（ノウハウに対する権利を含む）は、全て弊社に帰属するものとします。
2. 利用者は、本製品を利用することにより得られる一切の情報について、弊社または当該情報に関する正当な権限を有する権利者の許諾を得ることなく、複製、出版、放送、その他これに類する行為等をいかなる方法でも行ってはならず、第三者をして行わせてもならないものとします。
3. 利用者は、本製品の全部または一部の複製、改変、翻訳、翻案、修正、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル及びその他著作権法による禁じられた行為を行ってはならないものとします。
4. 利用者は、弊社の事前の同意なく、本製品を他のソフトウェアと組み合わせるはならず、また、本製品を第三者に再使用許諾をしてはならないものとします。

## 第 12 条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者及び弊社は、自らが次の各号のいずれにも違反しないことを表明し、また将来にわたっても違反しないことを保証します。
  - ① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者・関係企業、総会屋、社会運動・政治運動標ぼうゴロ、その他の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます）のいずれにも該当しないこと
  - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないこと
  - ③ 反社会的勢力に資金を提供し、または便宜を供与する等の関係にないこと
  - ④ 反社会的勢力と社会的に非難される関係にないこと
2. 利用者及び弊社は、自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれの行為も行わないことを表明し、また将来にわたっても行わないことを保証します。
  - ① 暴力的な要求行為または法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ② 脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ③ 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為
  - ④ その他前各号に準ずる行為

### 第 13 条（期間）

1. 本契約の有効期間は、利用期間に従うものとし、利用者は、本約款に別段の定めがある場合を除き、利用期間満了をもって契約終了となります。
2. 営業上、技術上その他の理由により、本製品の供給およびサポートの提供を廃止することがあります。この場合、弊社は相当の予告期間をもって、お客様に対し、ウェブサイトに掲載その他の方法により通知するものとし、弊社は、本製品の供給およびサポートの提供の廃止に起因してお客様に生じたいかなる損害も責任を負いません。

### 第 14 条（期限の利益喪失・利用契約解除）

1. 利用者は、自らが次の各号のいずれかに該当した場合、弊社に対する債務につき当然に期限の利益を失い直ちに当該債務を履行する責を負うものとし、
  - ① 重大な過失または背信行為があった場合
  - ② 仮差押、差押、競売手続開始、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを行い、または申立てられた場合
  - ③ 解散決議をし、または営業を廃止した場合
  - ④ 自ら振り出しまたは引き受けた手形、自ら振り出した小切手の不渡りを 1 回でも出した場合、その他資産、信用、支払能力に重大な変更を生じ、または生じるおそれがあると判断される場合
  - ⑤ 故意または過失により相手方に重大な損害を与えた場合
  - ⑥ 本約款及び利用契約の各条項（第 13 条を除く）いずれかに違反し、弊社より相当の期間を定めて正の催告を受けたにもかかわらずなお是正されない場合
  - ⑦ 利用契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
  - ⑧ 第 13 条の定めに違反した場合
2. 弊社は、利用者が前項第 1 号から第 9 号に定めるいずれかに該当した場合、直ちに利用契約の全部または一部を解除できるものとし、なお、本項の定めは、利用者に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

### 第 15 条（利用契約終了後の措置）

1. 弊社は利用契約が終了した場合、弊社の判断に基づきいつでも収集データを破棄できるものとし、利用契約終了後においてはこれらの情報に対して何らの義務も負わないものとし、
2. 弊社は、前項により収集データを破棄することにより利用者が何らかの損害を被った場合といえども、利用者に対して一切の責任を負わないものとし、

### 第 16 条（管轄、準拠法等）

1. 本製品及び本製品の利用に関して、弊社と契約者の間に係争が発生した場合は、契約者および弊社は、お互い信義誠実の原則に従って解決するように努めるものとし、

2. 前項の場合において、訴訟により解決する必要がある場合には、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第1審の管轄裁判所とします。
3. 本約款は日本法に準拠し解釈されるものとします。

#### **第17条（協議）**

利用者及び弊社は、本約款、利用契約の各条項の解釈に疑義が生じた場合または本約款、利用契約に記載のない事項について、信義に基づき誠実に協議を行い、その解決にあたるものとします。

以上